

# 総合評価方式により政策評価を実施する 平成 27 年度実施施策の概要

## 【目次】

科学技術イノベーション創造の推進	1
沖縄政策の推進（沖縄振興基本方針）	2
子ども・若者育成支援施策の推進（子ども・若者育成支援推進大綱）	4
高齢社会対策の推進（高齢社会対策大綱）	5
障害者施策の推進（障害者基本計画）	6
犯罪被害者等施策の推進（第2次犯罪被害者等基本計画）	7
自殺対策の推進（自殺総合対策大綱）	8
子どもの貧困対策の総合的推進	9
アルコール健康障害対策の推進	10
青年国際交流の推進	11
仕事と生活の調和の推進	12
子ども・子育て支援の推進	13

# 総合評価方式により政策評価を実施する平成27年度実施施策の概要

テーマ名	科学技術イノベーション創造の推進	担当部局名	政策統括官(科学技術・イノベーション担当)																																																											
評価対象政策名	8. 科学技術イノベーション創造の推進	評価対象施策名	① 科学技術イノベーション創造の推進																																																											
政策評価実施予定時期	平成31年度	政策評価対象期間	平成26年度から平成30年度まで																																																											
テーマの概要	関係省庁において様々な研究開発が進められている中で、重複や、連携・橋渡しが不十分といった課題があった。そのため、総合科学技術・イノベーション会議の司令塔機能を強化し、内閣府計上の予算を活用して、国家的に重要な研究開発を府省横断で推進する「戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)」を創設する。これにより、府省・分野の枠を超えて、基礎研究から実用化・事業化までを見据えた研究開発を強力に推進していく。																																																													
達成すべき目標	総合科学技術・イノベーション会議が司令塔機能を発揮し、府省や分野の枠を超えたマネジメントに主導的役割を果たすことで、科学技術イノベーションの実現を果たす。	目標設定の考え方・根拠	日本の経済再生と持続的経済成長を実現するには、科学技術イノベーションが不可欠である。																																																											
総合評価方式を採用する理由	本施策は、政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析する必要があり、制度全体の評価も行うことなどから、総合評価方式での評価を行う。																																																													
評価の観点	<p>研究開発については、「国の研究開発評価に関する大綱的指針(平成24年12月6日内閣総理大臣決定)」に沿って実施するとされている。これに基づき、総合科学技術・イノベーション会議において、以下の視点での評価を実施する予定。</p> <p>①制度全体の評価 SIPの制度が適切な仕組みとなっているかを評価する。          &lt;評価の視点&gt;          ・SIPに特徴的に見られる制度設計(プログラムディレクターの配置、目未定調整費の活用、管理法人の活用等)は、関係府省間の連携や関係府省の施策、産学の研究活動・事業活動などに良い影響を与えられるか(与えられたか)。SIPの制度に改善すべき点はないか。</p> <p>②各課題の評価 SIPの各対象課題の進捗状況を評価する。          &lt;評価の視点&gt;          ・意義の重要性、SIPの制度の目的との整合性          ・目標(特にアウトカム目標)の妥当性、目標達成に向けた工程表の達成度合い          ・適切なマネージメントがなされているか。特に府省連携の効果がどのように発揮されているか。          ・実用化・事業化への戦略性、達成度合い</p>																																																													
学識経験を有する者の知見の活用	総合科学技術・イノベーション会議(CSTI)は8名の有識者議員(うち2名は常勤議員)で構成されている。SIPの評価は、総合科学技術・イノベーション会議有識者議員で構成されるガバナリングボードにおいて、専門的知見に基づき実施する。ガバナリングボードにはさらに、外部から専門家を招へいすることで第三者性を取り入れ、知財管理や倫理問題等の横断的な視点からも評価を行う体制とする。																																																													
達成手段(開始年度)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">予算額計(執行額)(百万円)</th> <th>当初予算額(百万円)</th> <th rowspan="2">関連する施策</th> </tr> <tr> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 科学技術イノベーション創造推進に必要な経費</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">50,000</td> <td style="text-align: center;">50,000</td> <td rowspan="9">① 「科学技術イノベーション創造推進費」を原資に、「戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)」を創設し、推進する。実施にあたり内閣府から関係省庁を通じて、研究開発法人等への運営費交付金等として移替え、研究開発法人等から研究主体(企業、大学、研究開発法人等)に委託費・補助金等の形で交付する。</td> </tr> <tr><td>(2)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>(3)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>(4)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>(5)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>(6)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>(7)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>(8)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>(9)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>					予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額(百万円)	関連する施策	24年度	25年度	26年度	27年度	(1) 科学技術イノベーション創造推進に必要な経費	-	-	50,000	50,000	① 「科学技術イノベーション創造推進費」を原資に、「戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)」を創設し、推進する。実施にあたり内閣府から関係省庁を通じて、研究開発法人等への運営費交付金等として移替え、研究開発法人等から研究主体(企業、大学、研究開発法人等)に委託費・補助金等の形で交付する。	(2)					(3)					(4)					(5)					(6)					(7)					(8)					(9)					達成手段の概要等	平成27年行政事業レビュー事業番号
	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額(百万円)		関連する施策																																																								
	24年度	25年度	26年度	27年度																																																										
(1) 科学技術イノベーション創造推進に必要な経費	-	-	50,000	50,000	① 「科学技術イノベーション創造推進費」を原資に、「戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)」を創設し、推進する。実施にあたり内閣府から関係省庁を通じて、研究開発法人等への運営費交付金等として移替え、研究開発法人等から研究主体(企業、大学、研究開発法人等)に委託費・補助金等の形で交付する。																																																									
(2)																																																														
(3)																																																														
(4)																																																														
(5)																																																														
(6)																																																														
(7)																																																														
(8)																																																														
(9)																																																														
予算額・執行額	-	-	50,000	50,000	施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第4期科学技術基本計画(平成23年8月19日閣議決定) 科学技術イノベーション総合戦略(平成25年6月7日閣議決定)																																																								
備考	健康・医療分野に関しては、健康・医療戦略推進本部の下で推進する。																																																													

# 総合評価方式により政策評価を実施する平成27年度実施施策の概要

テーマ名	沖縄政策の推進(沖縄振興基本方針)			担当部局名	政策統括官(沖縄政策担当)・沖縄振興局		
評価対象政策名	12. 沖縄政策の推進			評価対象施策名	① 沖縄の自主性・自立性の確保に係る施策の推進 ② 沖縄振興計画の推進に関する調査 ③ 沖縄における社会資本等の整備 ④ 沖縄の特殊事情に伴う特別対策 ⑤ 沖縄の戦後処理対策		
政策評価実施予定時期	平成34年4月以降			政策評価対象期間	平成26年度から平成33年度まで		
テーマの概要	沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)に基づき策定された沖縄振興基本方針(平成24年5月11日内閣総理大臣決定)に基づき、沖縄振興策を推進する。						
達成すべき目標	沖縄が日本のフロントランナーとして21世紀の成長モデルとなり、日本経済活性化の牽引役となるよう、国家戦略として沖縄振興策を総合的・積極的に進める。			目標設定の考え方・根拠	・沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号) ・沖縄振興基本方針(平成24年5月11日内閣総理大臣決定)		
総合評価方式を採用する理由	現行の沖縄振興特別措置法の期限が平成33年度末であり、政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析する必要があることから、計画の評価と同時期に総合評価方式での評価を行う。						
評価の観点	沖縄振興策の推進に関する政策について、沖縄振興基本方針に掲げる以下の施策がどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行う。なお、評価に当たっては、沖縄振興審議会が行う調査審議結果報告等を参考にする。  1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項 2 雇用の促進及び職業の安定に関する基本的な事項 3 教育・人材の育成及び文化の振興に関する基本的な事項 4 福祉の増進及び医療の確保に関する基本的な事項 5 科学技術の振興に関する基本的な事項 6 情報通信の高度化に関する基本的な事項 7 国際協力及び国際交流の推進に関する基本的な事項 8 駐留軍用地跡地の利用に関する基本的な事項 9 離島の振興に関する基本的な事項 10 環境の保全並びに防災及び国土の保全に関する基本的な事項 11 社会資本の整備及び土地の利用に関する基本的な事項 12 その他の基本的な事項  ※ 上記の評価に当たっては、主な指標として、県内総生産、1人当たり県民所得、入域観光客数・県内消費額、情報通信関連産業生産額・雇業者数・企業誘致数、農業・林業・漁業産出額、完全失業率、有効求人倍率等を用いる予定。						
学識経験を有する者の知見の活用	本政策評価の企画立案及び取りまとめに当たっては、沖縄振興審議会の意見を参考にする。						
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)				関連する施策	達成手段の概要等	平成27年 行政事業レビュー 事業番号
	24年度	25年度	26年度	27年度			
(1) 沖縄振興交付金事業推進費(平成24年度)	93,950 (89,399)	172,507 (162,916)	175,881	161,759	①	沖縄県が作成する沖縄振興交付金事業計画に基づき、沖縄県が自主的な選択に基づいて実施する沖縄振興に資する事業に要する経費について、事業計画に基づき各省へ適時移し替え、又は交付金を交付する。	
(2) 沖縄振興推進調査に必要な経費(平成24年度)(平成23年度までは、「沖縄振興総合調査」として実施)	90 (32)	60 (41)	62	62	②	平成24年度以降の新たな計画を効果的に推進するための調査を行うとともに、新計画に基づいて実施される諸施策の検証・評価等を実施する。	
(3) 鉄軌道等導入課題検討調査(平成22年度)	100 (99)	191 (116)	196	196	②	鉄軌道をはじめとする新たな公共交通システムの導入に関する課題等の検討調査を行う。	
(4) 医師歯科医師等の派遣に必要な経費(昭和47年度)	14 (6)	12 (3)	4	4	③	沖縄の県立病院等の公的医療機関において、業務援助及び医療技術指導を行う医師・歯科医師等の派遣を行う。	
(5) 廃棄物処理施設整備に必要な経費(昭和47年度)	793 (750)	1,098 (941)	2,530	2,547	③	次の事業(施設等の整備)の費用について、交付金又は補助金を交付する。 ・市町村が広域的な地域について作成する循環型社会形成推進地域計画に基づき実施される事業 ・地方公共団体の一定割合の出資により設立され、環境大臣が指定した法人が産業廃棄物を処理する事業	
(6) 水道施設整備に必要な経費(昭和47年度)	2,344 (2,342)	2,666 (2,666)	1,595	1,166	③	市町村が実施する水道事業に必要な施設の整備を行う。	
(7) 公立文教施設整備に必要な経費(昭和47年度)	7,502 (7,085)	6,693 (6,284)	9,487	9,516	③	沖縄県が実施する公立学校の耐震補強事業、改築事業、新增築事業、大規模改築事業等の施設整備が円滑に進むよう、沖縄県からの要望をふまえて必要な予算を確保し、国庫補助を行う。※H24年度から、復興特別会計にも計上。	
(8) 良好で緑豊かな都市空間の形成等のための国営公園事業に必要な経費(昭和47年度)	4,200 (4,178)	4,483 (4,428)	3,087	3,116	③	国が実施する国営沖縄記念公園の整備及び維持管理	

(9)	社会資本総合整備事業に必要な経費(平成22年度)	29,111 (28,724)	18,565 (18,407)	19,243	18,805	③	地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画に基づき、政策目的実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備やソフト事業を総合的・一体的に支援。
(10)	(港湾海岸)海岸事業調査費(昭和47年度)	4 (4)	4 (4)	4	4	③	・人命や財産の防護、国土保全に資することを目的に、護岸等の整備に資する調査を行う。 ・沖縄振興計画に基づき、高潮や津波、波浪等による自然災害や海岸侵食から県民の生命、財産を守るため、景観や生態系など自然環境に配慮した海岸保全に努めることを目的とする。
(11)	(建設海岸)海岸事業調査費(昭和47年度)	3 (3)	3 (3)	3	3	③	人命や財産の防護、国土保全に資することを目的に、護岸等の整備に資する調査を行う。
(12)	沖縄北部連携促進特別振興対策特定開発事業費(平成24年度)	2,500 (127)	3,474 (1,181)	2,572	2,572	③	沖縄県北部地域は、県内の他の地域に比べて1人当たりの所得が最も低く、過疎地域が多く存在する地域であり、更なる振興が必要な地域である。県土の均衡ある発展を図る観点から、産業の振興や定住条件の整備などに資する振興事業(公共)を、現行の沖縄振興計画期間(平成24～33年度)において実施する。
(13)	農業生産基盤健全管理・整備事業に必要な経費(昭和47年度)	5,965 (4,892)	4,602 (4,845)	5,694	7,063	③	・農業の持続的発展とこれによる食料の安定供給の確保を実現するため、主に国営事業により農業用水の安定的確保及び農地排水の改良等を推進する。 ・沖縄特有の亜熱帯性農業の持続的発展とこれによる食料の安定供給の確保を図るため、地域特性に適合したかんがい施設等農業生産基盤の整備を推進するものであり、測定指標である「農地にかんがい施設が整備された面積の割合」に寄与する。
(14)	農業競争力強化基盤整備事業に必要な経費(平成24年度)	2,390 (0)	6,949 (7,338)	5,434	4,618	③	・担い手への農地集積や農業の高付加価値化等の政策課題に応じた農業競争力強化を図るため、農地や農業水利施設の整備等を推進する。 ・沖縄特有の亜熱帯性農業の持続的発展とこれによる食料の安定供給の確保を図るため、地域特性に適合したかんがい施設等農業生産基盤の整備を推進するものであり、測定指標である「農地にかんがい施設が整備された面積の割合」に寄与する。
(15)	農地等保全事業に必要な経費(昭和47年度)	134 (120)	55 (86)	33	98	③	・近年の自然災害の頻発化に対応し、農地・農業用施設の災害発生による農業生産の維持及び農業経営の安定を図るため、地すべり防止対策等を推進する。 ・沖縄特有の亜熱帯性農業の持続的発展とこれによる食料の安定供給の確保を図るため、地域特性に適合したかんがい施設等農業生産基盤の保全を推進するものであり、測定指標である「農地にかんがい施設が整備された面積の割合」に寄与する。
(16)	森林整備事業に必要な経費(昭和26年度)	549 (269)	387 (383)	270	275	③	・森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、植栽、下草刈り、除伐、間伐等を推進する。 ・森林整備事業は植栽や保育を推進するものであり、測定指標である「造林面積」に寄与する。
(17)	治山事業に必要な経費(昭和26年度)	882 (462)	458 (709)	318	288	③	・山地に起因する災害や潮風害から県民の生命・財産を保全するため、山腹崩壊などの荒廃山地の復旧整備や海岸などにおける飛砂、潮風、高潮、強風等による被害防止のための防風・防潮林の整備等を推進する。 ・治山事業は防風・防潮林の植栽や保育を推進するものであり、測定指標である「防風・防潮林面積」に寄与する。
(18)	水産基盤整備事業に必要な経費(平成13年度)	6,980 (4,026)	4,101 (5,451)	3,863	3,848	③	・沖縄における水産業の振興を図るため、漁業活動や水産物流通の拠点となる漁港やマグロ・カツオ等の群れを集めて効率的、経済的に漁獲を行うための浮魚礁(イマオ)の整備を推進する。 ・水産基盤整備事業は老朽化した岸壁や防波堤の機能回復等漁港の整備を推進するものであり、測定指標である「漁船が台風時に安全に避難できる岸壁整備率」に寄与する。
(19)	沖縄開発事業(旧社会資本整備事業特別会計上分)(平成26年度)	—	—	49,511	47,749	③	沖縄振興特別措置法に基づき、国が策定した「沖縄振興基本方針」を踏まえて沖縄県が策定した「沖縄振興計画」に位置づけられている各種公共事業(治水・道路・港湾)の執行に充当する。
(20)	駐留軍用地跡地利用推進に必要な経費(平成9年度)	71 (55)	64 (48)	77	360	④	市町村の跡地利用の検討や取組の推進を支援するため、アドバイザーやプロジェクト・マネージャー等の派遣、跡地利用推進のための調査、市町村等が実施する跡地利用推進のために必要不可欠な事業に対する補助等を行うために必要な経費。
(21)	沖縄北部連携促進特別振興事業費(平成24年度)	105 (51)	1,781 (1,658)	2,572	2,572	④	沖縄県北部地域は、県内の他の地域に比べて一人当たりの所得が低く、過疎地域が多く存在する地域であり、更なる振興が必要な地域である。そこで、沖縄振興計画(平成24～33年度)に基づき、県土の均衡ある発展を図る観点から、所得向上に向けた産業振興や人口増加に向けた定住条件の整備を図る。北部地域において、産業の振興に資する事業や定住条件整備に資する事業を行うことにより、所得の向上や人口増加に向けた条件が整備され、県土の均衡ある発展に寄与する。
(22)	沖縄における国際会議の開催に要する費用	—	—	—	354	④	沖縄において国際会議を開催し、世界の有力な経営者、研究者、政治家などを招待して沖縄の魅力をアピールすることにより、沖縄振興につなげる。
(23)	沖縄振興開発金融公庫に対する補給金に必要な経費(昭和48年度)	1,404 (53)	1,008 (74)	1,009	1,044	④	沖縄振興開発金融公庫は、国の沖縄振興施策と一体となった政策金融を適切に実施するとともに、民間金融機関が行う金融を質・量の両面から補完するため、長期・低利の資金を円滑かつ安定的に供給するため、セーフティネット貸付、沖縄創業者等支援貸付、沖縄離島振興貸付、小規模事業者経営改善資金貸付(マル経)などの政策金融を円滑に実施することによって一定の評価を得ている。
(24)	沖縄科学技術大学院大学学園に必要な経費(平成23年度)	10,982 (10,921)	12,198 (12,182)	20,621	16,726	④	学園は、沖縄科学技術大学院大学において、沖縄を拠点とする国際的に卓越した科学技術に関する教育研究を行うことを目的とする学校法人であり、沖縄の振興及び自立的発展に資するため、沖縄において世界最高水準の教育研究を行うこととしている。
(25)	沖縄の戦後処理対策に必要な経費(昭和50年度)	2,526 (1,999)	2,559 (2,199)	2,757	2,883	⑤	本土に比べてなお多くの不発弾等が存在しているという沖縄県の特長事情に鑑み、不発弾等対策について国庫補助率の嵩上げや補助対象の拡大など、本土に比べて手厚い支援を実施する。
予算額・執行額		172,599 (155,597)	243,918 (231,963)	306,823	287,628	施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの) 安倍内閣総理大臣施政方針演説(第186回国会。平成26年1月)抜粋 「高い出生率、豊富な若年労働力など、成長の「可能性」が満ち溢れる沖縄は、21世紀の成長モデル。2021年度まで毎年3,000億円台の予算を確保し、沖縄の成長を後押ししてまいります。」	
備考		本テーマ対象施策については、総合評価方式により政策評価を行う一方で、評価対象施策③～⑤は実績評価方式により毎年度の政策評価も実施する。					

# 総合評価方式により政策評価を実施する平成27年度実施施策の概要

テーマ名	子ども・若者育成支援施策の推進(子ども・若者育成支援推進大綱)				担当部局名	政策統括官(共生社会政策担当)	
評価対象政策名	13. 共生社会実現のための施策の推進				評価対象施策名	①子ども・若者育成支援の総合的推進(子ども・若者育成支援推進大綱) ③子ども・若者育成支援に関する広報啓発、調査研究等	
政策評価実施予定時期	平成32年中				政策評価対象期間	平成27年度から平成31年度まで	
テーマの概要	子ども・若者育成支援推進法(平成21年法律第71号)に基づく子ども・若者育成支援推進大綱に掲げられた施策の推進を図る。(新しい大綱は平成27年度中に策定予定。)						
達成すべき目標	新大綱の内容を踏まえて記述			目標設定の考え方・根拠	新大綱の内容を踏まえて記述		
総合評価方式を採用する理由	子ども・若者育成支援施策の推進は、政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析する必要があることから、おおむね5年ごとの大綱の見直しと併せて総合評価方式での評価を行う。						
評価の観点	<p>子ども・若者育成支援推進大綱に掲げる各種施策に関し、例えば以下の区分により、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行う。なお、以下の区分は、新大綱の内容を踏まえて見直しを行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. すべての子ども・若者の健やかな成長の支援</li> <li>2. 困難を有する子ども・若者やその家族の支援</li> <li>3. 子ども・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境整備</li> </ol> <p>※上記の評価に当たっては、主な指標として、大学進学率、就業率、若者の自己肯定感、若年無業者数等が考えられる。</p>						
学識経験を有する者の知見の活用	子ども・若者育成支援推進大綱の作成・推進を所掌とする子ども・若者育成支援推進本部の下で開催されている子ども・若者育成支援推進点検・評価会議(総理の指名による有識者で構成)において、大綱に基づく施策の実施状況について点検・評価等を行う。						
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)				関連する施策	達成手段の概要等	平成27年 行政事業レビュー 事業番号
	24年度	25年度	26年度	27年度			
(1) 子ども若者育成支援推進経費(平成22年度)	275 (241)	311 (317)	302	285	③	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体制整備(「子ども・若者支援地域協議会設置促進事業」)</li> <li>・人材養成(「子ども・若者育成支援のための地域連携推進事業」、「アウトリーチ研修」など)</li> <li>・環境整備(「青少年有害環境対策」、「児童ポルノ対策」、「青少年インターネット利用環境整備」など)</li> <li>・調査研究(「ニート、ひきこもり、不登校の子ども・若者への支援等に関する調査」、「困難を有する子ども・若者及び家族への支援に関する調査」など)</li> <li>・広報啓発(「子ども・若者育成支援強調月間」、「青少年の非行・被害防止全国強調月間」、「子どもと家族・若者応援団表彰」など)</li> </ul>	
(2)							
(3)							
(4)							
(5)							
(6)							
(7)							
(8)							
(9)							
(10)							
予算額・執行額	275 (241)	311 (317)	302	285	施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	—	
備考							

## 総合評価方式により政策評価を実施する平成27年度実施施策の概要

テーマ名	高齢社会対策の推進(高齢社会対策大綱)				担当部局名	政策統括官(共生社会政策担当)	
評価対象政策名	13. 共生社会実現のための施策の推進				評価対象施策名	⑥高齢社会対策の総合的推進(高齢社会対策大綱) ⑦高齢社会対策に関する広報啓発、調査研究等	
政策評価実施予定時期	平成28年中				政策評価対象期間	平成24年度から平成27年度まで	
テーマの概要	高齢社会対策基本法(平成7年法律第129号)に基づき策定された高齢社会対策大綱(平成24年9月7日閣議決定)に基づき、基本的考え方に則り高齢社会対策の推進を図る。						
達成すべき目標	高齢社会対策を総合的に推進して、国民一人ひとりの意欲と能力が最大限に発揮できるような全世代で支え合える社会の確立に寄与する。		目標設定の考え方・根拠		高齢社会対策の総合的推進(高齢社会対策大綱)に盛り込まれた施策の進捗状況の検証及び効果的施策の立案に資する。		
総合評価方式を採用する理由	本大綱は、おおむね5年を目途に必要なと認めるときに、見直しを行うとされており、政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析する必要があることから、大綱の見直しと併せて総合評価方式での評価を行う。						
評価の観点	高齢社会対策大綱に基づく高齢社会対策の推進に関する政策に関し、次に掲げる各種施策が総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行う。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 就業・年金等分野に係る基本的施策</li> <li>2. 健康・介護・医療等分野に係る基本的施策</li> <li>3. 社会参加・学習分野に係る基本的施策</li> <li>4. 生活環境等分野に係る基本的施策</li> <li>5. 高齢社会に対応した市場の活性化と調査研究推進のための基本的施策</li> <li>6. 全世代が参画する超高齢社会に対応した基盤構築のための基本的施策</li> </ol>						
学識経験を有する者の知見の活用	本政策評価の企画立案及び取りまとめに当たっては、「高齢社会対策の基本的在り方等に関する検討会(仮称)」(学識経験者で構成)の審議に付し、意見をj得る予定である。						
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)				関連する施策	達成手段の概要等	平成27年行政事業レビュー事業番号
	24年度	25年度	26年度	27年度			
(1) ①高齢社会対策の総合的推進(高齢社会対策大綱)	5 (3)	4 (3)	4	4	⑥	高齢社会対策基本法(平成7年法律第129号)に基づき策定された「高齢社会対策大綱」(平成24年9月7日閣議決定)では、国が推進すべき施策分野として「就業・年金等分野」、「健康・介護・医療等分野」、「社会参加・学習等分野」、「生活環境等分野」、「高齢社会に対応した市場の活性化と調査研究推進」及び「全世代が参画する超高齢社会に対応した基盤構築」の6分野を定めている。大綱に基づき、国、地方公共団体、民間団体等と連携して高齢社会対策を総合的に推進するため、「高齢社会白書」を発行する。	
(2) ②高齢社会対策に関する広報啓発、調査研究等	41 (34)	38 (34)	37	54	⑦	高齢社会対策基本法及び高齢社会対策大綱に沿って、高齢社会対策の総合的な推進を図るため、地方公共団体・NPOと連携し、「社会参加活動等の事例紹介事業」、「高齢社会フォーラム」など、高齢社会対策に関する普及・啓発のための事業および意識調査等を実施する。	
(3)							
(4)							
(5)							
(6)							
(7)							
(8)							
予算額・執行額	46 (37)	42 (38)	41	41	施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-	
備考							

# 総合評価方式により政策評価を実施する平成27年度実施施策の概要

テーマ名	障害者施策の推進(障害者基本計画)	担当部局名	政策統括官(共生社会政策担当)					
評価対象政策名	13. 共生社会実現のための施策の推進	評価対象施策名	⑨障害者施策の総合的推進(障害者基本計画) ⑩障害者施策に関する広報啓発、調査研究等					
政策評価実施予定時期	平成30年中	政策評価対象期間	平成25年度から平成29年度					
テーマの概要	障害者基本法(昭和45年法律第84号)に基づき策定された障害者基本計画(第3次)(平成25年9月27日閣議決定)に基づき、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して障害者施策の総合的推進を図る。							
達成すべき目標	⑨障害者基本計画(第3次)に定められた個別施策分野について本計画の最終年度である平成29年度末までに内容を着実に推進する。 ⑩障害者基本法において、その実現を目的としている障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら「共生する社会」について、国民への一層の周知を図り、理解を深めること。	目標設定の考え方・根拠	⑨障害者基本法第11条及びそれに基づく障害者基本計画(第3次)(平成25年9月27日閣議決定) ⑩障害者基本法第7条					
総合評価方式を採用する理由	本計画は、より長期的な展望を視野に入れつつ、平成25(2013)年度から29(2017)年度までの概ね5年間を対象とするとされており、政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析する必要があることから、計画の見直しと併せて総合評価方式での評価を行う。							
評価の観点	<p>障害者基本計画に基づく障害者施策の総合的推進に関する政策に関し、次に掲げる各種施策が総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行う。</p> <p>1. 当該基本計画の「基本理念」「基本原則」「各分野に共通する横断的視点」の推進状況</p> <p>2. 10の分野別施策(「生活支援(指標:福祉施設入所者の地域生活への移行者数ほか)」「保健・医療(指標:統合失調症の入院患者数ほか)」「教育、文化芸術活動・スポーツ等(指標:特別支援教育に関する個別的教育支援計画作成率ほか)」「雇用・就業、経済的自立の支援(指標:公共職業安定所における就職件数(障害者)ほか)」「生活環境(指標:グループホーム・ケアホームの月間の利用者数ほか)」「情報アクセシビリティ(指標:聴覚障害者情報提供施設設置都道府県数ほか)」「安全・安心」「差別の解消及び権利擁護の推進」「行政サービス等における配慮」「国際協力」)の推進状況(後半の4分野別施策については当該基本計画に明確な成果目標が定められていないので今後評価指標等について検討。)</p> <p>3. 推進体制の状況</p>							
学識経験を有する者の知見の活用	本政策評価の企画立案及び取りまとめに当たっては、障害者政策委員会(委員は、障害者、障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者並びに学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。)において意見をj得る予定である。							
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)				当初予算額 (百万円)	関連する 施策	達成手段の概要等	平成27年 行政事業レビュー 事業番号
	24年度	25年度	26年度	27年度				
(1) 障害者施策推進経費(平成25年度)	47 (38)	93 (72)	99	97	⑩	作文・ポスターの募集、その優秀作品の作者の表彰、活用。 障害者に関する様々なテーマのセミナーの開催による理解の促進。		
(2)								
(3)								
(4)								
(5)								
(6)								
(7)								
予算額・執行額	47 (38)	93 (72)	99	97		施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	—	
備考								

# 総合評価方式により政策評価を実施する平成27年度実施施策の概要

テーマ名	犯罪被害者等施策の推進(第2次犯罪被害者等基本計画)				担当部局名	政策統括官(共生社会政策担当)	
評価対象政策名	13. 共生社会実現のための施策の推進				評価対象施策名	⑬犯罪被害者等施策の総合的推進(犯罪被害者等基本計画) ⑭犯罪被害者等施策に関する広報啓発・連携推進等	
政策評価実施予定時期	平成28年中				政策評価対象期間	平成23年度から平成27年度まで	
テーマの概要	犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)及び平成23年3月に閣議決定された第2次犯罪被害者等基本計画(計画期間は、平成23年度から平成27年度までの5年間)に基づき、犯罪被害者等施策を総合的に推進する。						
達成すべき目標	犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた幅広い取組の実現			目標設定の考え方・根拠	犯罪被害者等基本法(前文)参照 「(前略)国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出さなければならない。(以下略)」		
総合評価方式を採用する理由	本計画は、計画期間を平成23年4月1日から平成27年度末までの5か年としており、政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析する必要があることから、計画の見直しと併せて総合評価方式での評価を行う。						
評価の観点	<p>本施策の政策評価に当たっては、第2次犯罪被害者等基本計画の重点課題別に主な施策を取り上げ、計画期間内に総合的な観点から評価する。</p> <p>(参考)第2次犯罪被害者等基本計画の重点課題          第1 損害回復・経済的支援等への取組          第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組          第3 刑事手続への関与と拡充への取組          第4 支援等のための体制整備への取組          第5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組</p> <p>※犯罪被害者等施策推進会議が行う「犯罪被害者等基本計画の実施状況の評価」、関係省庁からの提出資料、犯罪被害者等施策に関する各種調査等を参考にして、本政策評価を行う予定。</p>						
学識経験を有する者の知見の活用	犯罪被害者等施策推進会議が行う「犯罪被害者等基本計画の実施状況の評価」の取りまとめに当たっては、同会議の下に置かれる基本計画策定・推進専門委員会等(有識者及び関係行政機関の職員で構成)の意見を参考にする予定である。						
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額(百万円)	関連する施策	達成手段の概要等	平成27年行政事業レビュー事業番号
	24年度	25年度	26年度	27年度			
(1) 犯罪被害者等施策推進経費	63 (37)	57 (26)	53	44	⑭	犯罪被害者等基本法及び犯罪被害者等基本計画に基づき、犯罪被害者白書を取りまとめ、公表して、国・地方公共団体及び民間被害者支援団体等の施策推進の基礎資料を提供する。また、地域における被害者支援の推進を図るために、都道府県・政令指定都市主管課室長会議の開催、地域における犯罪被害者等支援の体制整備を促進するなどの事業を行う。国民が犯罪被害について考える機会として、犯罪被害者週間にあわせた啓発事業を中央及び地方において開催する。	
(2)							
(3)							
(4)							
(5)							
予算額・執行額	63 (37)	57 (26)	53	44	施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	—	
備考							

# 総合評価方式により政策評価を実施する平成27年度実施施策の概要

テーマ名	自殺対策の推進(自殺総合対策大綱)				担当部局名	政策統括官(共生社会政策担当)	
評価対象政策名	13. 共生社会実現のための施策の推進				評価対象施策名	⑮自殺対策の総合的推進(自殺総合対策大綱) ⑯自殺対策に関する広報啓発、調査研究等	
政策評価実施予定時期	平成29年中				政策評価対象期間	平成24年度から平成28年度まで	
テーマの概要	自殺対策基本法(平成18年法律第85号)に基づき策定された自殺総合対策大綱(平成24年8月28日閣議決定)に基づき、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して自殺対策の推進を図る。						
達成すべき目標	自殺対策を総合的に推進して、国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与する。		目標設定の考え方・根拠		自殺対策基本法第一条「この法律は、……自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等に対する支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。」		
総合評価方式を採用する理由	自殺総合対策大綱については、政府が推進すべき自殺対策の指針としての性格にかんがみ、社会経済情勢の変化、自殺をめぐる諸情勢の変化、自殺総合対策に基づく施策の推進状況や目標達成状況等を踏まえ、おおむね5年を目途に見直しを行うとされており、政策評価の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析する必要があることから、自殺総合対策大綱の見直しと併せて総合評価方式での評価を行う。						
評価の観点	自殺総合対策大綱に基づく自殺対策の推進に関する政策に関し、次に掲げる各種施策が総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行う。 1. 自殺の実態を明らかにする(※) 2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す(※) 3. 早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する(※) 4. 心の健康づくりを進める(※) 5. 適切な精神科医療を受けられるようにする(※) 6. 社会的な取組で自殺を防ぐ(※) 7. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ(※) 8. 遺された人への支援を充実する(※) 9. 民間団体との連携を強化する(※) ※評価に用いる資料・指標は、学識経験者等の意見も踏まえて検討する予定。						
学識経験を有する者の知見の活用	本政策評価の企画立案及び取りまとめに当たっては、学識経験者等の意見を得る予定である。						
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)				関連する施策	達成手段の概要等	平成27年行政事業レビュー事業番号
	24年度	25年度	26年度	27年度			
(1) 自殺総合対策に係る自殺総合対策調査研究等(平成19年度)	56 (17)	62 (21)	38	20	⑯	・自殺総合対策会議の開催 ・自殺対策検証評価会議の開催 ・政策課題等調査研究 ・自殺対策白書の作成	
(2) 自殺総合対策に係る自殺総合対策人材育成(平成19年度)	13 (6)	20 (11)	22	22	⑯	・全国自殺対策主管課長等会議の開催 ・自殺対策官民連携協働会議の開催 ・自殺対策官民連携協働ブロック会議の開催 ・自殺対策連携コーディネート研修の開催	
(3) 自殺総合対策に係る自殺総合対策理解促進(平成19年度)	142 (96)	123 (104)	126	110	⑯	・啓発資料(ポスター、パンフレット)の作成 ・自殺予防週間(9/10~16) ・自殺対策強化月間(3月)の実施 ・自殺予防相談体制の整備	
(4) 地域における自殺対策の推進(平成21年度)	3,020 (3,020)	1,630 (1,630)	2,500	0	⑮	地域の実情を踏まえて自主的に取り組む地方公共団体の対策や民間団体の活動等の支援により、地域における自殺対策力を強化する。国が事業メニューを提示し、都道府県が地域の実情を踏まえて実施事業を選択する。	
予算額・執行額	3,231 (3,140)	1,835 (1,766)	2,685	152	施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○第187回臨時国会 参議院内閣委員会 有村国務大臣所信(平成26年10月14日) 「自殺対策については、自殺総合対策大綱に基づき、きめ細かな対策に取り組みます。」	
備考	本テーマ対象施策については、平成28年4月に厚生労働省に移管される方針が閣議決定(平成27年1月27日)された。						

# 総合評価方式により政策評価を実施する平成27年度実施施策の概要

テーマ名	子どもの貧困対策の総合的推進	担当部局名	政策統括官(共生社会政策担当)				
評価対象政策名	13. 共生社会実現のための施策の推進	評価対象施策名	⑰子どもの貧困対策の総合的推進(子どもの貧困対策に関する大綱) ⑱子どもの貧困対策に関する調査研究等				
政策評価実施予定時期	平成31年中	政策評価対象期間	平成26年度から平成30年度まで				
テーマの概要	子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成25年法律第64号)に基づく子どもの貧困対策に関する大綱に掲げられた施策の推進を図る。						
達成すべき目標	大綱に掲げられた指標の改善	目標設定の考え方・根拠	子どもの貧困対策の推進に関する法律 子供の貧困対策に関する大綱				
総合評価方式を採用する理由	子供の貧困対策の総合的推進は、政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析する必要があることから、おおむね5年ごとの大綱の見直しと併せて総合評価方式での評価を行う。						
評価の観点	<p>子供の貧困対策に関する大綱に掲げる各種施策に関し、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行う。その評価に当たっては、大綱に掲げられた25の指標の動向を確認する。</p> <p>(大綱の25の指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学</li> <li>・生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率</li> <li>・生活保護世帯に属する子供の大学等進学率</li> <li>・生活保護世帯に属する子供の就職率(中学校卒業後)</li> <li>・生活保護世帯に属する子供の就職率(高等学校等卒業後)</li> <li>・児童養護施設の子供の進学率(中学校卒業後)</li> <li>・児童養護施設の子供の就職率(中学校卒業後)</li> <li>・児童養護施設の子供の進学率(高等学校卒業後)</li> <li>・児童養護施設の子供の就職率(高等学校卒業後)</li> <li>・ひとり親家庭の子供の就園率(保育所・幼稚園)</li> <li>・ひとり親家庭の子供の進学率(中学校卒業後)</li> <li>・ひとり親家庭の子供の就職率(中学校卒業後)</li> <li>・ひとり親家庭の子供の進学率(高等学校卒業後)</li> <li>・ひとり親家庭の子供の就職率(高等学校卒業後)</li> <li>・スクールソーシャルワーカーの配置人数</li> <li>・スクールカウンセラーの配置率(小学校)</li> <li>・スクールカウンセラーの配置率(中学校)</li> <li>・就学援助制度に関する周知状況(毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合)</li> <li>・(入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合)</li> <li>・日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合(無利子)</li> <li>・日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合(有利子)</li> <li>・ひとり親家庭の親の就業率(母子家庭)</li> <li>・ひとり親家庭の親の就業率(父子家庭)</li> <li>・子供の貧困率</li> <li>・子供がいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率</li> </ul>						
学識経験を有する者の知見の活用	子どもの貧困対策会議のもと、関係者の意見を聴きつつ施策の実施状況や子供の貧困対策の効果等を検証・評価し、子供の貧困対策について検討を行うための仕組みを設ける予定。						
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)				関連する施策	達成手段の概要等	平成27年行政事業レビュー事業番号
	24年度	25年度	26年度	27年度			
(1) 子供の貧困対策経費(平成26年度)			31	244	⑱	・調査研究(子供の貧困対策等についての調査研究) ・人材養成(子供の貧困対策に係る地方連携体制支援事業) ・広報啓発(官公民の連携プロジェクト・国民運動展開)	
(2)							
(3)							
(4)							
(5)							
(6)							
(7)							
(8)							
(9)							
(10)							
予算額・執行額			31	244	施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-	
備考							

## 総合評価方式により政策評価を実施する平成27年度実施施策の概要

テーマ名	アルコール健康障害対策の推進				担当部局名	政策統括官(共生社会政策担当)		
評価対象政策名	13. 共生社会実現のための施策の推進				評価対象施策名	⑱アルコール健康障害対策の推進		
政策評価実施予定時期	今後策定される基本計画に基づき、評価実施時期を設定する。				政策評価対象期間	今後策定される基本計画に基づき、評価予定期間を設定する。		
テーマの概要	アルコール健康障害対策基本法(平成25年法律第109号)に基づき、平成28年5月を目途に、アルコール健康障害対策を総合的かつ計画的に推進するための「アルコール健康障害対策推進基本計画」(以下「基本計画」という。)を策定し、アルコール健康障害対策の推進を図る。							
達成すべき目標	今後策定される基本計画に定める、各種具体的施策の目標及びその達成時期を踏まえ、設定する。				目標設定の考え方・根拠	今後策定される基本計画に定める、各種具体的施策の目標及びその達成時期を踏まえ、記載する。		
総合評価方式を採用する理由	今後、基本計画が策定され、施策が実施されたあと、政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析する必要があることから、総合評価方式での評価を行う。							
評価の観点	アルコール健康障害対策基本法においては、アルコール健康障害対策に関する基本的施策が定められており、基本計画には、当該基本的施策を基本として、具体的施策を定めることとなるものと考えられる。また、基本計画に定める施策については、その施策の具体的な目標及びその達成時期を定めることとされている。今後、基本計画に定める各種具体的施策の目標及びその達成時期を踏まえ、総合的な観点から評価を行う。							
学識経験を有する者の知見の活用	基本計画策定に当たっては、有識者及び当事者等の知見活用のため、アルコール健康障害対策関係者会議(学識経験者、当事者等で構成)において、必要な意見聴取を図る予定である。							
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額(百万円)	関連する施策	達成手段の概要等	平成27年行政事業レビュー事業番号	
	24年度	25年度	26年度	27年度				
(1)	-	-	7	11	⑱	アルコール健康障害対策基本法に基づくアルコール関連問題啓発週間等の普及啓発事業を実施する。		
(2)								
(3)								
(4)								
(5)								
(6)								
(7)								
(8)								
予算額・執行額	-	-	7	11	施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-		
備考	-							

# 総合評価方式により政策評価を実施する平成27年度実施施策の概要

テーマ名	青年国際交流の推進	担当部局名	政策統括官(共生社会政策担当)																																																							
評価対象政策名	13. 共生社会実現のための施策の推進	評価対象施策名	㊹青年国際交流の推進																																																							
政策評価実施予定時期	平成30年度中	政策評価対象期間	平成25年度から平成29年度まで																																																							
テーマの概要	日本青年を海外に派遣し、または外国青年を日本に招へいし、あるいは日本青年と外国青年が船内で共同生活を行うといった国際交流事業の実施を通じ、ディスカッション等を通じた日本と諸外国の青年の共同研修・交流を行い、青年相互の理解と友好を促進するとともに、青年の国際的視野を広めて、国際協調の精神を養い、次代を担うにふさわしい国際性とリーダーシップを備えた青年を育成する。																																																									
達成すべき目標	①国際化の進む社会の各分野で活躍できる青年の育成 ②戦略的重要国との関係強化と日本への理解・関心の向上	目標設定の考え方・根拠	・内閣府設置法 第4条第3項二十八 青少年の健全な育成に関する関係行政機関の事務の連絡調整及びこれに伴い必要となる当該事務の実施の推進に関すること ・「子ども・若者ビジョン」(平成22年7月23日 子ども・若者育成支援推進本																																																							
総合評価方式を採用する理由	本施策は人材育成面、外交面での政策効果が期待されており、政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析する必要があることから、総合評価方式での評価を行う。																																																									
評価の観点	<p>内閣府青年国際交流事業に参加する日本青年は、事業への参加を通じてリーダーシップや異文化対応力といった能力を成長させ、事業で得た知見や人的ネットワークを活かして事業後にその成果を地域・国・世界に還元することが期待されている。</p> <p>また、同事業に参加する外国青年については、人的交流を通じて我が国への理解・親しみをもち、日本と諸外国との友好の架け橋となることが期待されている。</p> <p>主に、こうした人材育成と外交への寄与の二面から、事業が総体としてどの程度効果を上げているかなどの評価を行うこととする。</p> <p>この際、人材育成面については、事業参加から5～10年を経過した日本参加青年及び外国青年を対象として、その間、事業の経験を活用して社会の各分野でどのように活躍しているか、また周囲にどの程度の影響を与えたか(今後の参加が見込まれる青年への事業成果の伝達と参加促進、事業で得た知識や経験の地域・職域における共有・社会一般に対しての発信等)について、アンケートやヒアリングによるフォローアップ調査を行うことを想定している。</p> <p>また、外交面については、外国参加青年を対象として、対日感情や事業で培った人的ネットワークの維持の状況等に関するアンケートやヒアリングによるフォローアップ調査を行うことを想定している。</p>																																																									
学識経験を有する者の知見の活用	本政策評価の企画立案及び取りまとめに当たっては、学識経験者で構成される評価検討委員会の審議に付し、意見を得る予定である。																																																									
達成手段(開始年度)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">予算額計(執行額)(百万円)</th> <th rowspan="2">当初予算額(百万円)</th> <th rowspan="2">関連する施策</th> </tr> <tr> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 青年国際交流経費(昭和34年度)</td> <td>1,312(1,333)</td> <td>1,052(1,077)</td> <td>1,174</td> <td>1,351</td> <td rowspan="8">㊹ 国際青年育成交流事業、「東南アジア青年の船」事業等の青年国際交流事業において、日本青年と外国青年の交流を行う。</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(5)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(6)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(7)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>予算額・執行額</td> <td>1,312(1,333)</td> <td>1,052</td> <td>1,174</td> <td>1,351</td> <td>施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)</td> </tr> </tbody> </table>					予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額(百万円)	関連する施策	24年度	25年度	26年度	27年度	(1) 青年国際交流経費(昭和34年度)	1,312(1,333)	1,052(1,077)	1,174	1,351	㊹ 国際青年育成交流事業、「東南アジア青年の船」事業等の青年国際交流事業において、日本青年と外国青年の交流を行う。	(2)					(3)					(4)					(5)					(6)					(7)					予算額・執行額	1,312(1,333)	1,052	1,174	1,351	施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	達成手段の概要等	平成27年行政事業レビュー事業番号
	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額(百万円)		関連する施策																																																				
	24年度	25年度	26年度		27年度																																																					
(1) 青年国際交流経費(昭和34年度)	1,312(1,333)	1,052(1,077)	1,174	1,351	㊹ 国際青年育成交流事業、「東南アジア青年の船」事業等の青年国際交流事業において、日本青年と外国青年の交流を行う。																																																					
(2)																																																										
(3)																																																										
(4)																																																										
(5)																																																										
(6)																																																										
(7)																																																										
予算額・執行額	1,312(1,333)	1,052	1,174	1,351		施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)																																																				
予算額・執行額	1,312(1,333)	1,052	1,174	1,351	施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第百八十六回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(平成26年1月24日)(若者を伸ばす教育再生)(略)「可能性」に満ちた若者たちを、グローバルな舞台で活躍できる人材へと育ててまいります。																																																				
備考																																																										

# 総合評価方式により政策評価を実施する平成27年度実施施策の概要

テーマ名	仕事と生活の調和の推進		担当部局名	男女共同参画局			
評価対象政策名	15. 男女共同参画社会の推進		評価対象施策名	①仕事と生活の調和の推進			
政策評価実施予定時期	平成33年度中		政策評価対象期間	平成26年度から平成32年度			
テーマの概要	「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」(以下「憲章」という)及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」(以下「行動指針」という)に基づき、政・労・使、自治体、及び国民等が一体となり、総合的にワーク・ライフ・バランスの取組を推進する。						
達成すべき目標	「憲章」に基づいた仕事と生活の調和の実現した社会を目指す。	目標設定の考え方・根拠	「憲章」において、国の果たすべき役割として「国は、国民運動を通じた気運の醸成、制度的枠組みの構築や環境整備などの促進・支援」と掲げられている。				
総合評価方式を採用する理由	仕事と生活の調和の推進は、政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析する必要があることから、行動指針に掲げられた「2020年の目標値」を踏まえ、平成32年度までを対象期間とした総合評価方式での評価を行う。						
評価の観点	<p>憲章に掲げられている「仕事と生活の調和が実現している社会の姿」を実現するために、総体としてどの程度進捗しているかなどの総合的な観点から評価を行う。その評価に当たっては、行動指針に掲げられた「数値目標」の動向を確認する。「数値目標」とは、仕事と生活の調和した社会の実現に向けた企業、働く者、国民、国及び地方自治体の取組を推進するための目標として、政策によって一定の影響を及ぼすことができる項目について設定されたものであり、          &lt;1&gt;就労による経済的自立が可能な社会、          &lt;2&gt;健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会、          &lt;3&gt;多様な働き方・生き方が選択できる社会に分けられ、社会全体として達成することを目指す目標である。</p> <p>〈構成要素〉</p> <p>&lt;1&gt;</p> <p>①就業率(20～64歳、15歳以上、20～34歳、25～44歳女性、60～64歳)</p> <p>②時間当たりの労働生産性の伸び率</p> <p>③フリーターの数</p> <p>&lt;2&gt;</p> <p>④労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合</p> <p>⑤週労働時間60時間以上の雇用者の割合</p> <p>⑥年次有給休暇取得率</p> <p>⑦メンタルヘルスマスクに関する措置がうけられる職場の割合</p> <p>&lt;3&gt;</p> <p>⑧在宅型テレワーカーの数</p> <p>⑨短期時間勤務を選択できる事業所の割合(短時間正社員制度等)</p> <p>⑩自己啓発を行っている労働者の割合</p> <p>⑪第1子出産前後の女性の継続就業率</p> <p>⑫保育等の子育てサービスを提供している割合</p> <p>⑬男性の育児休業取得率</p> <p>⑭6歳未満の子どもをもつ夫の育児・家事関連時間</p>						
学識経験を有する者の知見の活用	本政策評価の企画立案及び取りまとめに当たっては、仕事と生活の調和連携推進・評価部会において意見を得る予定である。						
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)		当初予算額(百万円)	関連する施策	達成手段の概要等	平成27年行政事業レビュー事業番号	
	24年度	25年度	26年度				27年度
(1) 仕事と生活の調和の推進に必要な経費(20年度。ただし当局における実施は22年9月から。)	19 (13)	22 (16)	30	23	①	国民全体の仕事と生活の調和の実現は、我が国社会を持続的に確かなものとする上で不可欠であることから、国民運動を通じた機運の醸成、制度的枠組みの構築や環境整備などの促進・支援策に取り組む。また、憲章と行動指針に基づき、その進捗等の点検・評価を行うとともに、仕事と生活の調和の実現のための連携推進を図るため、経済界、労働界、地方自治体、関係官庁、有識者等が参集した「仕事と生活の調和連携推進・評価部会」を運営する。	
予算額・執行額	19 (13)	22 (16)	30	23	施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	「日本再興戦略 改訂2014-未来への挑戦-」(平成26年6月24日 閣議決定) 「経済財政運営と改革の基本方針2014」(平成26年6月24日 閣議決定)	
備考							

# 総合評価方式により政策評価を実施する平成27年度実施施策の概要

テーマ名	子ども・子育て支援の推進	担当部局名	子ども・子育て本部																																																																																					
評価対象政策名	21. 子ども・子育て支援の推進	評価対象施策名	①子ども・子育て支援の推進																																																																																					
政策評価実施予定時期	平成32年中	政策評価対象期間	平成27年度から平成31年度まで																																																																																					
テーマの概要	少子化社会対策基本法(平成15年法律第133号)第7条に基づく少子化社会対策大綱(平成27年3月20日閣議決定)等に基づき、少子化社会対策を総合的に推進する。																																																																																							
達成すべき目標	(1)大綱において、平成31年度までの5年間を目的とした施策の数値目標を盛り込んでおり、今後この数値目標達成を目指して施策を推進。 (2)社会全体で子供と子育てを支援することの重要性について国民の理解を促すとともに、学校、家庭、地域等が連携協力して取り組む社会の実現。	目標設定の考え方・根拠	少子化社会対策基本法第7条及び第17条第2項																																																																																					
総合評価方式を採用する理由	本大綱はおおむね5年を見直しを行うとされており、政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析する必要があることから、大綱の見直しと併せて総合評価方式での評価を行う。																																																																																							
評価の観点	大綱に掲げる各種施策に関し、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行う。なお、評価に当たっては、学識経験者等の意見を得る予定である。 1 重点課題 (1)子育て支援施策を一層充実させる。 (2)若い年齢での結婚・出産の希望が実現できる環境を整備する。 (3)多子世帯への一層の配慮を行い、3人以上子供が持てる環境を整備する。 (4)男女の働き方改革を進める。 (5)地域の実情に即した取組を強化する。 2 きめ細かな少子化対策の推進 (1)結婚、妊娠・出産、子育ての各段階に応じ、一人一人を支援する。 (2)社会全体で行動し、少子化対策を推進する。																																																																																							
学識経験を有する者の知見の活用	本政策評価の企画立案及び取りまとめに当たっては、学識経験者等の意見を得る予定である。																																																																																							
達成手段(開始年度)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">予算額計(執行額)(百万円)</th> <th>当初予算額(百万円)</th> <th rowspan="2">関連する施策</th> <th rowspan="2">達成手段の概要等</th> <th rowspan="2">平成27年行政事業レビュー事業番号</th> </tr> <tr> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 少子化社会対策推進経費(平成16年度)</td> <td>68 (41)</td> <td>50 (37)</td> <td>60</td> <td>97</td> <td>①</td> <td>少子化社会対策基本法(平成15年法律第133号)第7条に基づく大綱に基づき、少子化社会対策白書を取りまとめ、公表し、少子化社会対策を総合的に推進するための基礎資料を提供する。また、少子化社会対策に関する調査研究、一般国民を対象とした理解促進事業及びホームページによる情報発信等を実施することにより、国民の更なる理解の促進を図っていく。さらに、実施する調査については、結果等の分析を行い、広く情報提供を行うとともに、今後の施策推進のために活用する。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 地域少子化対策強化事業(平成25年度)</td> <td>—</td> <td>※</td> <td>3,008 ※全額26年度に繰越し</td> <td>—</td> <td>①</td> <td>地域少子化対策強化交付金を活用し実施した先駆的な事業について、HPIにおいて公表することにより、好事例の横展開を図ることで、地域における少子化対策に資する。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(5)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(6)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(7)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>予算額・執行額</td> <td>68 (41)</td> <td>50 (37)</td> <td>3,068</td> <td>97</td> <td>施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td colspan="7"></td> </tr> </tbody> </table>					予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額(百万円)	関連する施策	達成手段の概要等	平成27年行政事業レビュー事業番号	24年度	25年度	26年度	27年度	(1) 少子化社会対策推進経費(平成16年度)	68 (41)	50 (37)	60	97	①	少子化社会対策基本法(平成15年法律第133号)第7条に基づく大綱に基づき、少子化社会対策白書を取りまとめ、公表し、少子化社会対策を総合的に推進するための基礎資料を提供する。また、少子化社会対策に関する調査研究、一般国民を対象とした理解促進事業及びホームページによる情報発信等を実施することにより、国民の更なる理解の促進を図っていく。さらに、実施する調査については、結果等の分析を行い、広く情報提供を行うとともに、今後の施策推進のために活用する。		(2) 地域少子化対策強化事業(平成25年度)	—	※	3,008 ※全額26年度に繰越し	—	①	地域少子化対策強化交付金を活用し実施した先駆的な事業について、HPIにおいて公表することにより、好事例の横展開を図ることで、地域における少子化対策に資する。		(3)								(4)								(5)								(6)								(7)								予算額・執行額	68 (41)	50 (37)	3,068	97	施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	—		備考							
	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額(百万円)		関連する施策	達成手段の概要等	平成27年行政事業レビュー事業番号																																																																																
	24年度	25年度	26年度	27年度																																																																																				
(1) 少子化社会対策推進経費(平成16年度)	68 (41)	50 (37)	60	97	①	少子化社会対策基本法(平成15年法律第133号)第7条に基づく大綱に基づき、少子化社会対策白書を取りまとめ、公表し、少子化社会対策を総合的に推進するための基礎資料を提供する。また、少子化社会対策に関する調査研究、一般国民を対象とした理解促進事業及びホームページによる情報発信等を実施することにより、国民の更なる理解の促進を図っていく。さらに、実施する調査については、結果等の分析を行い、広く情報提供を行うとともに、今後の施策推進のために活用する。																																																																																		
(2) 地域少子化対策強化事業(平成25年度)	—	※	3,008 ※全額26年度に繰越し	—	①	地域少子化対策強化交付金を活用し実施した先駆的な事業について、HPIにおいて公表することにより、好事例の横展開を図ることで、地域における少子化対策に資する。																																																																																		
(3)																																																																																								
(4)																																																																																								
(5)																																																																																								
(6)																																																																																								
(7)																																																																																								
予算額・執行額	68 (41)	50 (37)	3,068	97	施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	—																																																																																		
備考																																																																																								